

質問に対する回答①（令和8年度ものづくり産業脱炭素化セミナー企画運営業務／島根県）

質問	回答
<p>本業務を遂行するにあたり、「再委託」に関する規定は公表されている「契約書(案)」に準じるものと思いますが、受託金額の〇%以上を再委託してはならない等、再委託比率に関する明確な規定はございますでしょうか。関連講師の招聘が業務の一部となりますが、再委託比率が増加する可能性を考慮しての質問です。</p>	<p>再委託比率に関して明確な規定はありません。</p>
<p>コンソーシアム協定書の写しについて、指定するフォーマットや、必ず記載されていなければならない条項等がございますか。あれば、詳細をご教示ください。</p>	<p>協定書の内容について指定はしませんが、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者等の記載など、共同事業体としての合意が確認できる項目は必須と考えます。</p>
<p>コンソーシアム形式での参加の場合、「（１）提案競技参加資格表明に係る申請（参加資格確認）」で提出を求められる書類は、構成会社すべての書類を提出する必要がありますか。それとも、代表会社のみで良いでしょうか。</p>	<p>「（１）提案競技参加資格表明に係る申請（参加資格確認）」のうち、法人登記簿謄本、納税証明書、会社概要書は、構成会社すべての書類を提出願います。</p>
<p>外部講師について、仕様書には「関連講師2名以上を"招聘"し、」とありますが、講師は受託企業やそのグループ会社に所属する者でも問題はないでしょうか。</p>	<p>島根県担当者との協議の上、事業の目的を達成するために必要と認められる場合は、受託企業やそのグループ会社に所属する者を講師として選定されても問題ありません。</p>
<p>セミナー1回あたりの目標参加者数は想定されていますか？</p>	<p>50名程度の参加者数を目標にしています。</p>
<p>チラシ資料の作成において、「印刷」および「郵送・配布」の経費も委託費に含まれますか？</p>	<p>チラシ資料は主に電子媒体での周知を想定しているため、「印刷」および「郵送・配布」の経費は委託費に含まれますが、紙媒体のチラシ資料の必要性は低いと考えています。</p>

質問に対する回答②（令和8年度ものづくり産業脱炭素化セミナー企画運営業務／島根県

質問	回答
<p>計5回のセミナーについて、1、2回目と3、4回目を連続開催した場合、講師は同一人物でも問題ないでしょうか。例えば県外在住の講師Aが1泊2日で島根入りし、1回目を出雲部で、2回目を石見部でセミナーを実施した場合でも問題ないでしょうか。1、2回目を講師A、3、4回目を講師B、5回目を講師Cと、計3人の講師を呼ぶようなイメージです。</p>	<p>連続開催する場合、講師が同一であっても問題はありません。ただし、関連講師を2名以上招聘する必要があるため、正確には1、2回目を講師A・B、3、4回目を講師C・D、5回目を講師Eとする必要があります。</p>
<p>本事業において、県がターゲットとして設定している具体的な対象者像と、その数値目標（規模感）について、ご教示ください。（製造業の主な業種・従業員規模・支援制度上の区分など）</p>	<p>本セミナーにより、広く県内の製造業を営む中小企業に対して、意識啓発や取組の着手に繋げる狙いから、特定の業種や従業員規模でターゲットを絞って重点的に支援する想定はしていません。規模感については、セミナー1回あたり50名程度の参加者数を目標にしています。</p>
<p>昨年の参加者の業種はどの業種が多かったでしょうか。</p>	<p>製造業のうち、自動車・電気電子・機械の業種の参加が多かったです。</p>
<p>チラシの資料作成について、印刷も含まれるのでしょうか。その場合、昨年実績として何部程度印刷されたのかご教示ください。</p>	<p>チラシ資料は主に電子媒体での周知を想定しているため、「印刷」および「郵送・配布」の経費は委託費に含まれますが、紙媒体のチラシ資料の必要性は低いと考えています。</p>